各務小学校ＰＴＡ規約

第１章　名　　称

第　１条　本会は、各務小学校ＰＴＡと称する。

第２章　目　　的

第　２条　本会は、次の目的を目指して活動する。

１．家庭・学校および社会全体における児童の福祉を推進する。

２．児童の幸福のため、父母と教師が協力する。

３．児童の教育的環境をよくする。

４．よい父母、よい教員となるようにつとめる。

第３章　方　　針

第　３条　本会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

１．本会は自主独立のものであって、他のどんな団体または機関の支配や干渉をも受けない。

２．特定の政党、宗派にかたよることなく、また営利的な行為はいっさい行わない。

３．本会または本会役員の名で、どんな営利的企業をも支持しないし、また他のどんな職務（公私を問わず）の候補者も推薦しない。

４．教育行政に干渉しない。

第４章　会　　員

第　４条　次のものを会員とする。

１．小学校に在籍する児童の保護者

２．各務小学校に勤務する職員

３．各務小学校区に居留し、本会の趣旨に賛同する者。（以下これを特別会員と称する）

第　５条　会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第５章　経　　理

第　６条　本会の活動に要する経費は会員及びその他の収入によって支弁される。

第　７条　本会の会費は、会員一人月額４００円とする。

第　８条　本会の経理は、すべて総会で認められた予算に基づいて行い、会計監査を経て総会に報告されなければならない。

第　９条　本会会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

第６章　本部役員

第１０条　本会の本部役員は、次の通りとする。

会長　　１名

副会長　２名（内１名は会計を兼務する）

書記　　２名（内１名は学校職員とする）

会計　　２名（内１名は学校職員とする）

第１１条　各役員の任期は１年とする。ただし、再任してもよい。

第１２条　役員は運営委員会において選出及び承認される。

第１３条　顧問若干名をおくことができる。

第７章　会計監査委員

第１４条　本会の経理を監査するために２名の会計監査委員をおく。

第１５条　会計監査委員は運営委員会において選出および承認される。

第８章　総　会

第１６条　総会は会員をもって構成され、本会の最高機関である。

第１７条　総会は会員の過半数をもって成立し、議決は出席者の多数決とする。

第１８条　総会は会長が招集する。ただし運営委員会が必要と認めた場合または会員の５分の１以上の要求があった場合には、会長は総会を招集しなければならない。

第１９条　総会の議事内容は次の通りとする。

１．新役員の報告に関すること。

２．会の運営方針及び事業計画の決定と事業報告に関すること。

３．予算の議決と決算の承認に関すること。

４．その他重要事項に関すること。

第９章　運営委員会

第２０条　運営委員会は、総会に次ぐ議決機関で本部役員・代表委員・地区委員・学級委員及び校長をもって構成する。